

宮城県農業生成協議会 燃料価格高騰対策業務方法書 新旧対照表

改正案	現行												
施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書	施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書												
<p>第1条（略）</p> <p>（業務運営に関する基本方針）</p> <p>第2条 協議会は、施設園芸は、経営費等に占める燃料費の割合が高く、燃料価格高騰の影響を特に受けやすい業種であることから、燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制（以下「省エネルギー等対策」という。）に計画的に取り組む施設園芸の産地において、農業者と国の拠出により燃料価格の高騰時に補填金を交付する仕組みを構築し、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、対策に係る補填金の交付その他の業務を公正かつ能率的、効率的に運営するものとする。</p> <p>2 協議会は、交付等要綱、実施要領及び事業主体要領並びに関係法令等を遵守し、本業務方法書に定めた手続きに従って、対策の事業を実施する支援対象者（<u>交付等要綱第4第3項</u>に定める支援対象者をいう。以下同じ。）に対し、施設園芸セーフティネット構築事業（<u>第4第1項第1号</u>に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る補填金を交付するものとする。</p> <p>第3条～4条（略）</p> <p>（支援対象者）</p> <p>第5条 第1項第1号～3号（略）</p> <p>（4）原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう）又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）であること。</p> <p>第6条～9条（略）</p> <p>（対象油種及び対象期間）</p> <p>第10条</p> <p>1 対象燃料</p> <p>施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の用に供するA重油、灯油、LPガス（プロパンガス）及びLNG（都市ガス）（以下、「施設園芸用燃料」という。）を対象とする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象燃料</th> <th style="width: 30%;">指標</th> <th style="width: 40%;">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	対象燃料	指標	単位				<p>第1条（略）</p> <p>（業務運営に関する基本方針）</p> <p>第2条 協議会は、施設園芸は、経営費等に占める燃料費の割合が高く、燃料価格高騰の影響を特に受けやすい業種であることから、燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制（以下「省エネルギー等対策」という。）に計画的に取り組む施設園芸の産地において、農業者と国の拠出により燃料価格の高騰時に補填金を交付する仕組みを構築し、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、対策に係る補填金の交付その他の業務を公正かつ能率的、効率的に運営するものとする。</p> <p>2 協議会は、交付等要綱、実施要領及び事業主体要領並びに関係法令等を遵守し、本業務方法書に定めた手続きに従って、対策の事業を実施する支援対象者（<u>実施要綱第3の3</u>に定める支援対象者をいう。以下同じ。）に対し、施設園芸セーフティネット構築事業（<u>同第3の1の（2）</u>に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る補填金を交付するものとする。</p> <p>第3条～4条（略）</p> <p>（支援対象者）</p> <p>第5条 第1項第1号～3号（略）</p> <p>（4）原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう）、農事組合法人以外の農地所有適確法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう）又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）であること。</p> <p>第6条～9条（略）</p> <p>（対象油種及び対象期間）</p> <p>第10条</p> <p>1 対象燃料</p> <p>施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の用に供するA重油、灯油、LPガス（プロパンガス）及びLNG（都市ガス）（以下、「施設園芸用燃料」という。）を対象とする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象燃料</th> <th style="width: 30%;">指標</th> <th style="width: 40%;">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	対象燃料	指標	単位			
対象燃料	指標	単位											
対象燃料	指標	単位											

A重油	農業物価統計調査	円/リットル
灯油	A重油価格×1.06	円/リットル
LPガス	卸売価格 (日本LPガス協会調査)	円/キログラム
LNG	LNG輸入価格(円/kg)3か 月平均÷0.895	円/ <u>立方</u> メートル

(略)

第11条～13条(略)

(燃料購入数量等の設定)

第14条 セーフティネットへの加入を希望する支援対象者(以下「加入申込者」という)又は前条により積立契約を締結した支援対象者(以下「加入者」という)は、施設園芸用燃料価格差補填金(燃料価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下「補填金」という。)に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに下表の選択肢からいずれかを選択し、別紙様式第7号による燃料購入数量等設定申込書(以下「数量等申込書」という。)により、補填金の対象となる燃料購入数量とともに、協議会に申し込むものとする。

なお、第11条第2項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃料購入数量の追加を行う場合も同様とする。

選択肢(積立方式)	油種	積立額の算出式
燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	12.2円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	灯油	13.0円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	LPガス	16.0円/kg×燃料購入数量×1/2
	LNG	8.60円/m <sup>3</sup> ×燃料購入数量×1/2
燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	24.5円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	灯油	25.9円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	LPガス	<u>32.1</u> 円/kg×燃料購入数量×1/2
	LNG	17.1円/m <sup>3</sup> ×燃料購入数量×1/2
燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	40.8円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	灯油	43.2円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	LPガス	<u>53.5</u> 円/kg×燃料購入数量×1/2
	LNG	28.5円/m <sup>3</sup> ×燃料購入数量×1/2
燃料価格の170%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	57.1円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	灯油	60.5円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	LPガス	<u>74.8</u> 円/kg×燃料購入数量×1/2
	LNG	39.9円/m <sup>3</sup> ×燃料購入数量×1/2

A重油	農業物価統計調査	円/リットル
灯油	A重油価格×1.06	円/リットル
LPガス	卸売価格 (日本LPガス協会調査)	円/キログラム
LNG	LNG輸入価格(円/kg)3か 月平均÷0.895	円/ <u>立法</u> メートル

(略)

第11条～13条(略)

(燃料購入数量等の設定)

第14条 セーフティネットへの加入を希望する支援対象者(以下「加入申込者」という)又は前条により積立契約を締結した支援対象者(以下「加入者」という)は、施設園芸用燃料価格差補填金(燃料価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下「補填金」という。)に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに下表の選択肢からいずれかを選択し、別紙様式第7号による燃料購入数量等設定申込書(以下「数量等申込書」という。)により、補填金の対象となる燃料購入数量とともに、協議会に申し込むものとする。

なお、第11条第2項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃料購入数量の追加を行う場合も同様とする。

選択肢(積立方式)	油種	積立額の算出式
燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	12.2円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	灯油	13.0円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	LPガス	16.0円/kg×燃料購入数量×1/2
	LNG	8.60円/m <sup>3</sup> ×燃料購入数量×1/2
燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	24.5円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	灯油	25.9円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	LPガス	<u>32.0</u> 円/kg×燃料購入数量×1/2
	LNG	17.1円/m <sup>3</sup> ×燃料購入数量×1/2
燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	40.8円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	灯油	43.2円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	LPガス	<u>53.3</u> 円/kg×燃料購入数量×1/2
	LNG	28.5円/m <sup>3</sup> ×燃料購入数量×1/2
燃料価格の170%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	57.1円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	灯油	60.5円/ℓ×燃料購入数量×1/2
	LPガス	<u>74.6</u> 円/kg×燃料購入数量×1/2
	LNG	39.9円/m <sup>3</sup> ×燃料購入数量×1/2

(略)

(略)

附 則

この業務方法書の変更は、令和5年5月10日（事業主体の承認を受けた日）から施行する。